

## エチレンオキシドのばく露防止措置について

労働省は、エチレンオキシドについて、人への発ガン性が認められることから、労働安全衛生法施行例の一部を改正する政令案要領」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」を中央労働基準審議会に平成12年11月30日に諮問しています。

平成13年4月1日施行を予定しています。

今までは、特に規制がされていなかったエチレンオキシドであるが、発ガン性物質であることから特定化学物質障害予防規則の特定第2類物質の「特定管理物質」に加えて、製造や取扱時に労働者が暴露される期間及び程度を最小限にするように努めましょうという事です。

「特定管理物質」は、人体に対する発ガン性が疫学調査の結果明らかとなった物、動物実験の結果発ガン性が認められたことが学会等で報告された物等人体に遅発性効果の健康障害を与える、又は治ゆが著しく困難であるという有害性に着目し、特別の管理を必要とするものを定めたものです。

- 改正内容 -

### (1)労働安全衛生法施行令の改正

エチレンオキシドを譲渡 提供する場合には、名称等を表示しなければならないものとする。

労働安全衛生法施行令の特定化学物質等 (別表第3第2類物質にエチレンオキシドを追加し、エチレンオキシドを取扱う事業者は、特殊健康診断を行うことは要しないが、作業主任者の選任、設備の定期自主検査、作業場の作業環境測定を行わなければならないものとする。

### (2)労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則

特定第2類物質にエチレンオキシドを追加し、エチレンオキシドを製造・取扱う事業者は、局所排気装置の設置等の設備の整備、作業規定の策定等の漏洩の防止、保護具の備え付け等の措置を行わなければならないものとする。

特別管理物質にエチレンオキシドを追加し、エチレンオキシドを製造・取扱う作業場においては、物質の名称等の掲示、作業の記録等の30年間保存を行わなければならないものとする。

### \*エチレンオキシド (別名 酸化エチレン、エチレンオキシド)

主な性状 無色気体、エーテル臭

人体への影響 蒸気を吸入すると、低濃度の場合は悪心・吐き気、高濃度の場合は目・皮膚・粘膜を刺激する。発ガン性有り

許容濃度 :1ppm (日本産業衛生学会)

保護具 :有機ガス用防毒マスクまたは送気マスク、保護メガネ、保護手袋等を利用する。化学物質の危険・有害便覧 (中央労働災害防止協会編)による

\* 個人曝露測定にエチレンオキシドモニターNO. 3551、呼吸用保護具は送気マスク等が推奨されます。

以上